

高等技術専門校の訓練科の設置について

【背景】 精神障害者等の求職者の増加
障害者雇用率の引上げ（平成30年度から精神障害者を算入）

▶ 精神障害者等の職業訓練の需要増大

▶ 訓練機会の拡充が必要

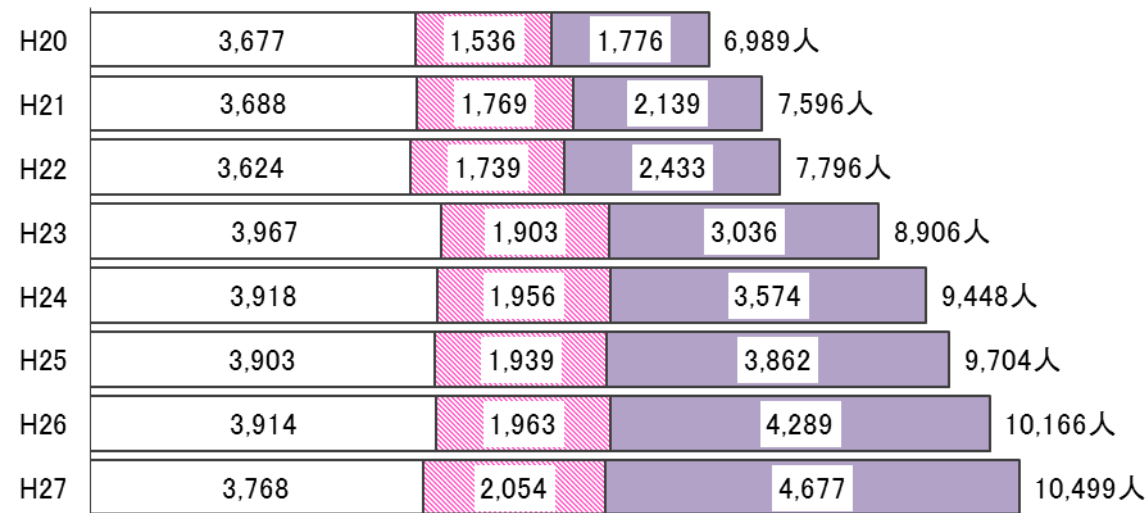
【方針】 職業能力開発センターにおいて、精神障害者・発達障害者を対象とする職業訓練を実施する（訓練科を設置）

精神障害者等を巡る状況

精神障害者等の求職者の増加

- ・精神障害者及び発達障害者の求職者が大幅に増加
（就職に必要な技能習得に加えて、職場適応力の向上が必要な方が多い）

障害者の求職者数の推移（身体・知的・精神）



□身体障害者 ■知的障害者 ■精神障害者等 出典：埼玉労働局「平成27年度における障害者の職業紹介状況」

障害者雇用率の引き上げ

- ・平成30年度から精神障害者が障害者法定雇用率の算定基礎に追加される
⇒ 障害者雇用率（現行：常用労働者50人以上の民間企業2.0%）を引き上げ

精神障害者等の職業訓練ニーズが増大

精神障害者等の就労促進のため、精神障害者等を対象とした訓練科の拡充が必要

訓練の概要

- 場所： 職業能力開発センター
- 訓練科名： 職域開発科（仮称）
- 対象： 精神障害者、発達障害者
- 訓練期間： 6か月（4月、10月入校）
- 定員： 10人（5人×年2回） ※平成29年度は5人
- 訓練の特徴：
 - ・個々の障害特性等に応じて、克服すべき課題や伸ばすべきスキルを明確にし、一人一人に合った訓練プログラムを作成・実施
 - ・技能スキルだけでなく、社会生活に適応するための訓練も実施
 - ・訓練を通して個々に適した就労形態や職種を見出し、企業実習で実践力を身に付ける
- 訓練内容

導入訓練

* 訓練環境に慣れ、障害特性を把握

基礎訓練

* 幅広い分野の訓練を通じて適性・希望を確認
（パソコン、事務補助、清掃、介護、品出し等）

応用訓練+企業実習

* 適性と希望で2コースから選択
①事務系
（パソコン基礎・応用、簿記等）
②サービス系
（清掃、介護、物流等）

就職支援

就職・定着支援

社会生活適応訓練

* 生活習慣・基礎体力養成、ビジネスマナーやコミュニケーションスキル等